

対 比 表

大阪市部活動指針		スポーツ庁 ガイドライン	
P4	<p>部活動の方針について ○「大阪市部活動指針～プレイヤーズファースト～」に基づき、校長は毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定すること。</p>	P2	<p>1 適切な運営のための体制整備(1)運動部活動方針の策定等 ウ 校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する</p>
P4	<p>部活動の方針について ○顧問や指導者は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成し、校長に提出すること。</p>	P2	<p>1 適切な運営のための体制整備(1)運動部活動方針の策定等 ウ（3行目） 運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成し、校長に提出する。</p>
P4	<p>開かれた部活動について ○校長は「学校の部活動に係る活動方針」を、学校のホームページへの掲載により公表するとともに、「学校の部活動に係る活動方針」及び活動計画に基づいた指導が行われているか確認する等、日常的に部活動の状況を把握し、その運用を徹底する。 ○学校と保護者が部活動の意義や目標を共有し、その運営を日常的に点検する等開かれた部活動の推進に努めること。また、活動計画や【●削除：練習内容】成果等を積極的に学校のホームページ等により公開・発信すること。</p>	P2	<p>1 適切な運営のための体制整備(1)運動部活動方針の策定等 エ 校長は上記ウの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。</p>

大阪市部活動指針		スポーツ庁 ガイドライン	
P5	<p>開かれた部活動について ○生徒のスポーツ並びに文化活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、学校と地域が共に子どもを育てるといった視点にたった取組を進めること。</p>	P7	<p>4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備(2)地域との連携等 ア 都道府県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるといった視点にたった、学校と地域が共同・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。</p>
P5	<p>指導・運営に係る体制の構築 ○校長は生徒や教諭の人数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置に取り組むこと。</p>	P3	<p>1 適切な運営のための体制整備(2)指導・運営に係る体制の構築 ア 校長は生徒や教諭の人数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。</p>
P5	<p>指導・運営に係る体制の構築 ○上記のことを踏まえたうえで学校の実情に応じて、レクリエーション志向で行う活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置にも取り組むこと。</p>	P6	<p>4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備 (1)生徒のニーズを踏まえた運動部の設置 ア (4行目) 現在の運動部活動が、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部を設置する。 P7 具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。</p>

大阪市部活動指針		スポーツ庁 ガイドライン	
P5	<p>指導・運営に係る体制の構築 <u>○校長は部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教諭の他の校務分掌とのバランスが適切になるよう留意し、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図ること。</u></p>	P3	<p>1 適切な運営のための体制整備(2)指導・運営に係る体制の構築 ウ 校長は運動部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるように留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。</p>
P6	<p>長期的な観点に立ち、科学的根拠に基づいた部活動 <u>○専門的知見を有する保健体育担当の教諭や養護教諭等と連携・協力し、正しい知識を得た上で</u></p>	P4	<p>2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 (1)適切な指導の実施 イ (9行目) また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、</p>
P7	<p>(枠外へ移動し【基準設定の趣旨】として別枠設定で強調) <u>部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、●生活と食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下に示す基準を設定する。●校長及び部活動顧問は、この基準に則り、各部活動の休養日及び活動日を設定し、運用することとする。</u></p>	P5	<p>3 適切な休養日等の設定 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。</p>

大阪市部活動指針		スポーツ庁 ガイドライン	
P7	<p>【適切な休養日等の設定】 <u>(1) 学期中は、週当たり2日以上</u>の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会や発表会への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。●<u>なお、振り替える際には、週間、月間等で活動頻度を</u>確認するなどバランスを考慮すること。)</p> <p>●(2) 上記(1)の他、休養日として設定していた日に活動が必要となった場合、生徒及び保護者からの理解を得られる範囲で<u>代わりの休養日を設定したうえで、校長へ●書面により申請する。校長は生徒のバランスのとれた●生活に支障がない範囲であるとの判断のもと了承する。</u></p> <p>※(2)の項目追加としたので以降の()番号はづれていく</p>	P5	<p>3 適切な休養日等の設定 ○学期中は、週当たり2日以上</p> <p>の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)</p>
P7	<p>【適切な休養日等の設定】 <u>(3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に</u>準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。●(例えば、夏季休業中などに連続して一週間程度の休養期間を設ける等)</p>	P5	<p>3 適切な休養日等の設定 ○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。</p>
P7	<p>【適切な休養日等の設定】 <u>(4) 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休養日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。なお、活動時間には準備、片付けや移動の時間は含まないが安全に留意したうえで短時間で行えるように工夫する。</u></p>	P5	<p>3 適切な休養日等の設定 ○1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休養日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。 ※_____部分は追加</p>

大阪市部活動指針		スポーツ庁 ガイドライン	
P7	<p>【適切な休養日等の設定】 <u>(5) 高等学校についても上記(1)～(4)を原則として適用する。その際、高等学校段階では各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点とともにスポーツ庁がガイドラインで示した次ページ上部※の内容に留意し、学校の実情や生徒の発育・発達段階に応じて運用にあたること。</u></p>	P2	<p>本ガイドライン策定の趣旨等 上 O2つ目 2行目 <u>高等学校段階の運動部活動についても本ガイドラインを原則的として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。</u></p>
P7	<p>【適切な休養日等の設定】 (5)の下※ <u>※「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。</u></p>	P5	<p>3 適切な休養日等の設定 下 欄外5 <u>5 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」(平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会)において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。</u></p>